

平成 31 年度 横浜市今宿地域ケアプラザ事業計画書

- 1 施設名 横浜市今宿地域ケアプラザ
- 2 事業計画 今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分

1 全事業共通

地域の現状と課題について

- ・今宿地域ケアプラザの包括エリアは、2つの連合自治会町内会になります
- ・希望が丘東地区は、希望ヶ丘駅北側一帯の南斜面丘陵地を中心とした地域であり、何本もの谷戸筋が複雑な地形を構成し、戸建て住宅と集合住宅が混在しています。現在は22自治会町内会、約5500世帯が暮らし、人口はこの5年で少し増えている、旭区の平均よりもファミリー層の占める割合が多く、「みんなで築く生き生き活力のある街」をスローガンに、子どもから高齢者までいつでもみんなが「助けあい」「支えあい」「見守り」「ふれあい」、いつまでも安全に安心して暮らせる地域を目指しています。
- ・二俣川ニュータウン地区は、区中西部に位置し、県運転免許試験場と保土ヶ谷バイパスの間の丘陵地帯を開発して生まれたニュータウンと、その周辺の地区で構成され、開発から50年を経ています。現在は11町内会、約4000世帯が暮らし、その9割を戸建て住宅が占めています。少子高齢化が進んでいますが、「住んでよかったと思える街」をスローガンに、音楽が響き、スポーツが盛んなまち、みんなのふるさとニュータウンとなる地域を目指しています。
- ・ケアプラザはそれぞれの地域が目指す姿の実現のために寄り添い、何をすべきかを住民の方々と一緒に考え事業運営をしていきます。地域における各種会議、行事等に参加し、常に顔の見える人や団体との関係づくりを進めています。
- ・地域やケアプラザを拠点として活動している、ボランティアや団体は高齢化してきており、その団体が活動を継続できるよう、新たな参加者の発掘へとつながるケアプラザの自主事業を実施することを心がけています。

(1) 相談（高齢者・こども・障害者分野等の情報提供）

- ・多岐にわたる相談を総合的に受けとめ、誰が相談を受けてもその内容を的確に把握し担当者が不在でも相談者への継続的なフォローが行えるよう、職員間での情報共有に努めます。また、相談内容に応じて適切な情報提供を行い必要に応じて各種事業や関係機関等に繋がります。
- ・ケアプラザとして、広報誌やリーフレット等による情報発信、地域で開催される食事会や行事、会合等への参加を通して、高齢者だけではなく、子育てや、こども・障害関係の身近な相談窓口であることの周知に努めます。
- ・ケアプラザへの来所が困難な方のために地域と連携し、自治会・町内会館などで行われる行事での出張相談会の開催や、見えにくい正確な生活状況把握して的確な情報提供を行うため、積極的に訪問を行います。
- ・地域のボランティア活動などインフォーマル情報の把握と提供に努めていきます。
- ・普段から関係機関との連携を図り、相談内容に応じてスムーズに連携や引き継ぎが行えるよう対応していきます。また、地域資源の情報収集にも努めると共に情報ラウンジを活用して分野ごとの情報提供を行っていきます。
- ・障害支援機関と連携して、障害に関する正しい理解の促進等に向けた勉強会や講座の開催に向け取り組みます。

(2) 各事業の連携

- ・地域包括支援センターと地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターも含め、地域の生活者の視点を取り入れた支援として事業を企画し、地域の方が利用しやすいように工夫を図っていきます。
- ・ケアプラザとの協働事業として、希望が丘東地区社協主催のサロン散歩道には職員が毎回参加し介護予防に繋がる健康談話やお手軽体操等で楽しんでいただいています。
- ・地域包括支援センターが把握したひとり暮らし高齢者の支援等の課題を、地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターも含めて地域に伝え、ケアプラザの自主事業はもとより、地域で行われている活動（地域資源）を紹介するなど、地域でできる支援体制や啓発事業等へとつなげていきます。
- ・地域包括支援センター職員と地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターが連携して、地域のさまざまな課題を解決できるように取り組んでいきます。
（地域福祉保健計画の推進など）
- ・多種多様な個別の相談を、包括支援センターがしっかりと聞かせていただき、把握した個別の課題を、地域の課題として捉え、介護予防事業や、みんなが地域活動に参加する仕組みを、地域活動交流のコーディネーターと生活支援コーディネーターとが地域の皆さまと一緒に考えます。
- ・地区社協と連携しながら、こども向けリトミックや救急救命講座を実施します。
- ・上記取組から得た情報を記録し、ケアプラザ内で共有することにより、職員の誰もが対応ができるような体制を作っていきます。

(3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

- ・横浜市職員配置基準を満たす適正な人員配置を行い、職員体制を整えます。
- ・常勤、非常勤を問わず、資質向上を図るため外部研修等に積極的に参加するとともに伝達研修により、内容を職員間で共有し、業務に反映するように努めていきます。
- ・指定管理者の法人職員として法令遵守に努め、業務に関わる最新の正確な情報を職員間で共有することに努めます。
- ・ケアプラザ職員として、すべてに差別のない対応をします。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

- ・第3期地域福祉保健計画地区別計画の推進のために「参加しよう」「つながろう」「元気になるろう」をキーワードにして、様々な住民や活動、団体同士を繋げていきます。
- ・ケアプラザの所長を含め、職種別の会議等を利用した情報共有を行い、成功事例のみならず失敗事例も共有し、協働者へのアプローチの仕方を学び仲間を増やします。
- ・包括レベル地域ケア会議を意見交換の場として、地域の現状を振り返り、現在の課題を共有し今後に向けて、何をすべきか、何から進めるべきかを一緒に考えて協働すべき人・団体・企業等に参加を促し、みんなが進める、誰もが安心して暮らせる町づくりに繋がるように、ケアプラザが中心となりネットワークを構築していきます。
- ・常に職員が職種に応じた業務の中で、協働していくためのアンテナを張ります。

(5) 区行政との協働

- ・多様化する地域住民のニーズに応えるため、区役所の福祉保健課や高齢・障害支援課と連携をとりながら住民のニーズに沿った事業を企画・展開していきます。
- ・地域福祉保健計画地区別支援チームの一員として、計画の進捗状況を見守り、支援するとともに、情報交換など区行政と連携して地区別計画の取組を推進します。
- ・生活支援体制整備事業の推進は、ケアプラザ全体で考え地域への説明とともに協議体において情報交換を図りながら、その推進に向けて調整していきます。
- ・横浜市独自の施設である地域ケアプラザを、その機能とともに積極的にPRします。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

- ・地域のボランティア活動につながる事業の企画をしてみたい。
- ・利用者様からアンケートを取り、人気の高い事業を開催できる様、準備をしていきます。
- ・2010年からスタートした旭公会堂での「合同歌声喫茶」は1度に大勢の参加者に来ていただくため、その機会を活用して各ケアプラザで行われている自主事業を案内することにより、その後各ケアプラザでの利用に繋がるようにしていきます。また東日本大震災の支援活動も予定しています。
- ・地域の方から先生を発掘し、事業を展開していきます。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ・地域活動交流事業から地域の配食サービスの担い手に繋げるなど、地域活動を支援していきます。
- ・くつろぎカフェから新規男性の利用者様も増え、その方々にケアプラザの事業の案内等をしていきます。
- ・登録団体交流会により活動の内容をお知らせすることで、他の団体にも参加できるきっかけ作りを行います。
- ・利用団体の成果をデイサービスや、今宿サマーフェスタで発表していただき、インフォーマルサービスの紹介を通して住民同士の交流を図ります。
- ・3つの作業所にパンとおやつ及びとうふ販売の場を提供し、作業所と住民の交流を図るとともに、作業所の活動の支援を行っていきます。
- ・毎年5月末に予定している合同歌声喫茶でも区内の作業所にお声がけし、作業所の商品の販売をお願いしていきます。
- ・地域作業所の自主製品を販売することができる場を提供することにより、地域の方々や障害のある方との交流の場になるよう努めていきます。
- ・地域の一般団体の活動が福祉保健活動に発展するよう、施設利用申込み時に啓発するとともに、年2回福祉保健活動記録を提出していただくなど、住民である利用者に向けてボランティアの意識づけに努めていきます。
- ・登録団体交流会を開催し、そこでの情報交換を通して、活動団体相互の連携の機会を創出していきます。
- ・施設の登録団体の情報を定期的に見直し、情報開示の確認をするとともに、掲示板やホームページの活用などを周知して、地域住民によるインフォーマルサービスの紹介に積極的に取り組んでいきます。また、施設内の廊下ギャラリーが団体の活動の発表・展示の場として定着するようPRに励み、住民同士の情報公開・交流の場となるように努めていきます。
- ・ホームページには地域の方を3ヶ月に1度紹介する「けあぷらの森」や、日々館内で行われている行事を毎日「いまじゆく日記」で掲載するように努めていきます。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

- ・登録団体の皆様から意見を聞いてボランティアの育成・定着に努めます。
- ・貸し部屋利用の一般登録団体に対して、デイサービスでの交流やケアプラザの事業（今宿サマーフェスタ）の協力を求めるなど、随時ボランティア活動の意識づけを行い、地域や利用者のニーズに合ったボランティアの育成に努めていきます。
- ・年度末に「ボランティア交流会」を開き、ボランティア同士の交流の場を提供するとともに、職員とボランティアが忌憚のない意見交換・情報交換をして、より良い施設運営が出来るよう次年度の事業計画に反映させてまいります。
- ・地域にどのようなニーズがあるのか、また地域にどのようなことを出来る人がいるのかなど、さまざまな情報を収集して、広報誌やホームページにて紹介してまいります。
- ・ボランティアの派遣・コーディネート・育成について、ボランティア活動の啓発に努めていきます。
- ・新規事業の企画も、事業終了後地域でボランティア活動に繋がる道筋を作ります。
- ・既に活動しているコーヒーボランティアのみなさんの活動場所も広げていきます。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ・くつろぎカフェの成功例を講演会等で幅広く他のエリアにも広げていきます。
- ・事業終了後だけではなく、事業開催中も参加者からアンケートをとり、利用者のニーズを反映できるよう事業を見直してまいります。
- ・年6回奇数月に発行の「けあぶら通信」やホームページ（日記の更新など）を通じて地域の皆様へ情報を提供してまいります。
- ・館内の入り口及び全貸室に掲示版を設け事業・イベントの案内を行います。
- ・4月登録団体交流会、3月ボランティア交流会を行いボランティアの情報提供及び消防訓練を行ってまいります。
- ・生活支援コーディネーターと連携し、地域資源の情報収集や地域活動に努めます。
- ・受付に設置している地域にインフォーマルサービスのファイルは常に更新し、地域の方に閲覧できる様にしていきます。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

- ・高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられることを目標として、地域包括支援センターや地域活動交流およびケアプラザ所内の連携により、ケアプラザ内のスペースを活用した「サロン」の継続を目指します。また、「サロン」を展開する担い手の育成および新規受け入れを所内連携により充実を図ります。
- ・地域包括支援センターとの共催事業として近隣の施設を利用し、生活支援体制整備事業の実施に繋がられるよう努めます。
- ・地域包括支援センター、地域活動交流との共催事業「ガーデンボランティア」を引き続き実施します。
- ・生活支援体制整備事業について、分りやすくまた多くの地域住民の方に説明できる機会を作れるよう努めます。
- ・5職種会議で地域情報や自主事業等について情報交換をしながら地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- ・ 総合相談票や地域包括支援センターからの要支援者情報、また同行訪問による個別ケース等で地域住民からの困りごとなど地域の現状を把握し、今後の生活支援体制整備事業に繋がる情報に活かします。
- ・ 地域の会合や活動に積極的に出席し、地域の皆様がご自身や周りの方の困りごと等を気軽に話せる顔見知りの関係構築に尚一層努めることで、より地域を知ることや地域ニーズの把握、交流の場や居場所作りへと繋げていきます。
- ・ ケアプラザ他職種と連携し、それぞれが持っている情報を共有、集約、整理、分析し、地域全体の課題把握に努めます。

(3) 連携・協議の場

- ・ 希望が丘東地区社協の方々と連携協力し、生活支援ボランティアの立ち上げおよびシステム作りの支援を進めていきます。また必要に応じ事業推進の支援の場として協議体を立ち上げます。
- ・ 希望が丘東地区連合自治会と連携協力し、買い物困難者に対し、買い物支援（移動販売）の立ち上げを進めていきます。
- ・ 二俣川ニュータウン地区にて、活動されているボランティアグループや老人クラブ、活動団体等へさらに足を運び連携を深めることで、一人ひとりの声を拾い上げ生活支援の具体的な取組（新たな場作り）の機会となるよう努めます。
- ・ 既存の地域諸会議の活用も視野に入れ、地域での困りごとの解決に向けた協議体開催の実施に結び付くよう努めます。
- ・ 地域の「個」の課題から「地域」としての課題を推察する視点を持ちます。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- ・ 地域アセスメント等で得られた支援ニーズや社会資源情報を整理し、地域の課題をしっかりと把握した上で、区役所や区社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り課題解決に取り組んで参ります。
- ・ 毎月定例の旭区生活支援コーディネーター連絡会や研修等を通じて、区役所や区社会福祉協議会および他ケアプラザの情報を共有し、より広域の地域課題の把握に努めます。
- ・ 地域で活動されている各種団体や区役所、区社会福祉協議会等と連携を図り、日常生活圏域の生活支援及び介護予防の充実を図るとともに地域の課題を把握し、今後の取組みに活かせるように努めます。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

① 地域におけるネットワークの構築

- ・ 地域の医療関係機関や保健・福祉関係機関、各種団体等とカンファレンスや地域ケア会議、会合等の開催・出席を通して、地域の課題や情報の共有を図り関係性の強化に努めます。
- ・ 民生委員児童委員や地域の代表者等との顔が見える関係づくりを進めながら地域の情報や課題を共有し支援の連携を図ります。
- ・ 地域の活動や会合等に参加して、ボランティアの方々や地域住民と連携を図り、地域の課題把握や見守りの強化等に取組みます。

②実態把握

- ・地域で開催される食事会やサロン等への参加を通して、個別ニーズの把握等に努めます。
- ・地域の福祉団体や関係機関、介護事業者等との連携を通して、支援が必要な人の早期発見や地域ニーズ等を把握し、情報共有や必要に応じて同行訪問等を行い必要な支援に繋がります。
- ・総合相談や事業等のアンケート、75歳以上の独り暮らし高齢者見守り推進事業を活用して実態把握に努めます。
- ・地域福祉保健計画やデータでみるあさひ等の各種統計や報告書を活用して情報収集に努めます。

③総合相談支援

- ・高齢者に関する様々な相談を総合的に受け止め、どの職種が相談を受けても相談内容を的確に把握し情報提供が行えるよう努めます。また担当者が不在でも相談者への継続的なフォローが行えるよう職員間での情報共有を図ります。
- ・民生委員児童委員や地域の福祉団体等と連携して、地域ニーズの把握や支援が必要な方の早期発見に努め、的確な支援に繋がります。
- ・専門性の高い相談に関しては、速やかに関係機関や関係部署への引き継ぎや連携を図りながら、継続的に支援を実施します。
- ・広報誌やチラシの活用、地域の催しや会合への出席、出張相談会の開催等を通してして地域包括支援センターが身近な相談機関であることの周知に努めます。またケアプラザへの来所が困難な方の相談、電話や来所では気づきにくい心身の状況や生活環境の把握のため、積極的に訪問を行います。

(2) 権利擁護業務

①成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

《成年後見制度》

- ・エンディングノートの活用講座等を通して、成年後見制度やあんしんセンターの日常生活自立支援事業等について普及啓発に努めます。
- ・成年後見制度や相続・遺言等個別の法律相談にも対応するため、司法書士による個別相談会を実施します。
- ・成年後見制度をはじめ権利擁護事業に関する相談に応じ、関連する制度の説明を行うと共に、必要時には区役所や旭区社会福祉協議会、専門機関等に繋がります。
- ・親族申立ての支援については、手続きに関するのアドバイスから申立書作成支援に至る継続的な関わりを行います。

《消費者被害》

- ・広報誌やリーフレット等による注意喚起、地域の食事会や催し等への参加を通して最新の手口の紹介と予防方法、被害に合った際の対応等について情報提供を行います。
- ・民生委員児童委員や介護保険事業者等の高齢者と接する機会の多い関係者と連携し、被害の予防や早期発見に努めます。
- ・区役所や区内の地域包括支援センターと協力して、街頭キャンペーン等消費者被害防止の活動を通して、様々な年代に向けて注意喚起を行います。
- ・個別の事案については、消費生活センターや警察等と連携しながら問題の解決にあたります。

②高齢者虐待への対応

- ・ケアプラザの広報誌や講演会等の啓発活動を通して、地域全体で高齢者虐待についての関心を高め、早期発見や虐待の予防・防止に向けた取組みに努めます。
- ・虐待予防の視点を大切にし、介護者が孤立しないように家族介護者の集いへの参加の声かけや定期的な見守り等を行います。
- ・日頃から民生委員児童委員や介護保険事業者等との情報共有や連携に努め、虐待の早期発見と継続的な見守りを行います。
- ・虐待事例に対しては、速やかに区役所と支援の方向性を共有し連携して対応することで、適切な支援に繋がります。

③認知症

- ・認知症の正しい理解の促進のため、認知症サポーター養成講座や講演会等の開催による普及啓発に努めます。
- ・アルツハイマーデーでは、様々な年代に向けて認知症の正しい理解の向上を図り、本人や介護者を支援する活動を展開します。
- ・認知症の当事者や家族が安心して生活を送れるよう、関係機関とのネットワーク構築を図ります。また徘徊SOSネットワークシステムについては、制度の普及啓発や協賛店との連携等に努めます。
- ・認知症の当事者や家族が安心して過ごせる居場所として、認知症カフェの活動支援や介護する家族の会の開催に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・インフォーマルサービス等の情報・収集に努め、地域住民やケアマネジャーに対し情報提供を行います。
- ・地域包括支援センターと民生委員とのネットワークを強化するため、連合会ごとに地域の高齢者等に関する情報交換を行います。個別のケースに関しては、同行訪問するなど、ケースにあった対応をしていきます。

②医療・介護の連携推進支援

- ・地域の医療機関や薬局を訪問し、地域包括支援センターの通信紙やチラシを配布して役割を知ってもらうとともに連携を図っていきます。
- ・地域の薬局と地域のケアマネジャーが一同に集い意見交換や顔の見える関係が作れるような場の提供をしていきます。
- ・ケアマネジャー事業所連絡会に地域の開業医を招いての講演会を企画しています。

③ ケアマネジャー支援

- ・ 相談にはいつでも対応できる体制を整え、ケアマネジャーが一人で抱え込まないよう適切なアドバイスを行っていきます。
- ・ ケアマネジャー連絡会を年4回実施し、ケアマネジャーの勉強とお互いの情報交換の機会の場を設けます。
- ・ 区内地域包括支援センターと共働で新任・就労予定ケアマネジャーに対しての研修を実施します。また、地域包括支援センター単位での個別実習も行っていきます。
- ・ サービス担当者会議やケアカンファレンスの開催支援をするとともに、会議に出席してスーパーバイズを行います。
- ・ 支援困難事例や緊急時の支援については、区役所や関係機関と連携を図りながら迅速に対応していきます。
- ・ 旭ケアネットの運営委員として会の運営に関わっていきます。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- ・ 区役所等行政機関、民生委員、病院・診療所等医療機関、介護サービス事業者、利用者・家族や関係住民、地区社会福祉協議会等と会議や諸行事等あらゆる機会を捉えて、意識的に「顔見知り」となるよう関係構築に努めて、支援の必要な高齢者が明らかになった場合に、関係者が支援チームとして協働できる基盤づくりを進めていきます。
- ・ 地域ケア会議を積極的に開催し多職種の参加を呼び掛け、会議を通してネットワークを構築しさらには地域課題を発掘できるようにしていきます。
- ・ 在宅医療相談室とも積極的に連携を図っていきます。

(5) 介護予防ケアマネジメント

(指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業)

介護予防ケアマネジメント (指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業)

- ・ 要支援者の意欲を引き出せるようなケアプランを作成し、介護予防ケアマネジメントを行っていきます。
- ・ 委託を行う場合はケアマネジャーと連携し、適切なケアマネジメントができるように支援していきます。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

- ・ 地域の高齢者の状態を把握し、介護予防のきっかけとなる事業を提供し、その方にあった支援をしていきます。
- ・ より身近な地域の中で介護予防に取り組んでもらえるように、地域での介護予防講座を開催していきます。
- ・ 介護予防講座を開催します。また、自主活動の支援を継続していきます。
- ・ 介護予防支援の必要な方には、地域の活動や自主事業を紹介し、継続的な支援をしていきます。

5 その他

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との相違部分

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

- ・開設後18年が経過し老朽化が進んでいますが、建築基準法、消防法等の関係法令等を遵守し、今宿地区センターとも相互に連携して建物、設備の良好な維持管理に努めるとともに、館内外の見回り等を実施していきます。
- ・清掃業務、害虫駆除、機械警備業務、自動ドア保守点検業務、自家用電気工作物保守点検業務、冷暖房機器保守点検業務、冷温水発生機・冷却塔保守業務、設備総合巡視点検業務、消防設備保守点検業務及び植栽管理業務については、専門業者との業務委託契約により良好な管理に努めていきます。

イ 効率的な運営への取組について

- ・当ケアプラザは横浜市今宿地区センターとの複合施設であるため、施設管理運営の役割分担に基づき良好な管理運営に努めていきます。
- ・複合館であるため利用者は多く、地域の皆さまに快適に利用していただくために、相互に連絡を密にして利用者の満足度に留意しながら、利用者アンケート等利用者の意見反映にも迅速な対応に努めていきます。

ウ 苦情受付体制について

- ・苦情受付窓口を設置し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を定め常時苦情を受付けて解決する体制を整えるとともに、利用者・家族等から苦情の申し出があった時は、誠意をもって対応するよう苦情対応マニュアルにて職員に周知し徹底を図っていきます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ・防犯対策については、基本方針を策定して職員の役割分担のもと周知を図り、被害ゼロを目指します。
- ・地震等災害対策については、マニュアルを策定し、自衛消防組織、地震発生時の対応、火災発生時の対応、防災備蓄一覧表及び緊急連絡網を定め、災害発生時に迅速に対応できるよう努めます。
- ・横浜市今宿地域ケアプラザ特別避難場所開設マニュアルにより、開設、受入及び移送等運営が迅速に対応できるよう努めます。

オ 事故防止への取組について

- ・介護保険サービス提供中の事故防止の徹底を図るため、事故防止対応マニュアルを作成し、デイサービス中（入浴を除く）の注意事項（13項目）、入浴中の注意事項（7項目）、入浴介助の配慮（8項目）、送迎時の注意事項（9項目）また緊急時看護師対応マニュアルを作成し、デイサービス業務中の利用者サービス提供時に万全を期します。
- ・交通事故等事故防止のため、定期的に職員研修を行い事故防止の徹底を図ります。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

- ・個人情報の保護については、「個人情報保護に対する基本方針」によりその適切な取り扱い等に努めるとともに、この基本方針に則り個人情報マニュアルを定めて、職員個人の日常業務の中で周知徹底を図り「地域ケアプラザ個人情報漏えい防止チェックシート」により定期的にチェックしていきます。
- ・FAX誤送信による個人情報漏えい事故防止のため、ダブルチェックを徹底するとともに、職員研修を実施し職員の意識徹底と注意喚起を図り、再発防止に万全を期していきます。

キ 情報公開への取組について

- ・事業内容等の情報提供につきましては「けあぷら通信」を年6回発行（奇数月）し、管内の自治会に回覧していただき広報に努めていきます。
- ・ケアプラザホームページでは講座、教室、介護の情報、施設の案内、ケアプラ通信、アクセス、事業報告、事業計画等についてきめ細かくお知らせし、また施設内の掲示板でも掲示を行い広報に努めていきます。

ク 人権啓発への取組について

- ・人権尊重への取り組みについては、「横浜市人権施策基本指針」および「横浜市人権啓発推進計画 ～人権啓発・研修の推進にあたって～」を活用して研修を行い、人権の認識を踏まえた業務遂行に努めていきます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

- ・ヨコハマ3R夢プランに沿って、ごみの発生抑制・再使用・再生利用を積極的に進めていきます。
- ・日常業務においては、光熱水費の節減のため冷暖房の適正温度設定や封筒・用紙類を再利用するとともに清掃や整理整頓を徹底して行い、施設の良い環境づくりに向けて取り組んでいきます。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

- ・ 管理者 常勤 1 名
- ・ 介護支援専門員 専任非常勤 1 名、兼任非常勤 1 名

《目標》

- ・ 要支援状態にある高齢者に対し今後も住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、ご利用者の意思を尊重しながら介護予防サービス計画書を作成していきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 高齢者の人数が多い地域ですので併設している居宅介護支援事業所や地域の居宅介護支援事業所、サービス事業所、民生委員やボランティアなど地域の関係機関とも連携をとりながら適切な介護予防サービス・介護予防ケアマネジメントサービスを提供していきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
325	325	325	325	325	325
10月	11月	12月	1月	2月	3月
325	325	325	325	325	325

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

- ・ 管理者兼介護支援専門員 常勤 1 名
- ・ 介護支援専門員 常勤 1 名 兼任非常勤 1 名

《目標》

- ・ 専門的価値、知識、技術を高め、要介護状態にある高齢者が住みなれた地域で、その人らしく暮らして行けるよう問題や課題に向き合います。
- ・ 地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターに併設された居宅介護支援事業所として地域包括支援センター等と連携した支援体制を構築していきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- ・ 原則としてありません。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 地域包括支援センターと併設された居宅介護支援事業所として、地域包括支援センターとの連携を図り支援の困難なケース等にも積極的に係わり、地域の方々が安心して暮していけるよう、問題や課題に取り組みます。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
85	85	85	85	85	85
10月	11月	12月	1月	2月	3月
85	85	85	85	85	85

● 通所介護・認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

- 送迎、入浴、健康状態の確認
- 給食、レクリエーション
- 口腔機能向上プログラム

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

(要介護1)	599円	入浴介助	54円
(要介護2)	708円	口腔ケア	161円
(要介護3)	816円	サービス提供体制強化加算	7円
(要介護4)	926円	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	
(要介護5)	1034円		

● 食費負担

750円

- その他 ・リハビリパンツ 100円 ・尿とりパット 20円

《事業実施日数》 週6日

《提供時間》 10:25 ~ 15:30

《職員体制》

- ・生活相談員 4名(常勤)
- ・看護職員 4名(非常勤)
- ・介護員 12名(非常勤)
- ・運転員 4名(非常勤) 事務員 1名(非常勤)

《目標》

- ・安全、安心を第一に、ご利用者様の意思やその人らしさを尊重した、きめ細やかなサービス提供を目指していきます。
- ・他者との交流、社会生活への参加、閉じこもりの解消、介護者の負担軽減、身体機能の維持及び改善を目標にサービスを提供していきます。

《その他(特徴的な取組、PR等)》

- ・季節行事(春の運動会、秋祭り、クリスマス会)やオリジナルのレクリエーションゲームの提供。及び、選べる多彩な趣味活動や創作活動の提供。
- ・ストレッチ体操や健康機器を使った機能訓練。
- ・季節感のある食事の提供。
- ・毎月誕生会の実施。

《利用者目標(延べ人数)》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
728	756	700	756	756	700
10月	11月	12月	1月	2月	3月
756	728	672	672	700	728

● 介護予防通所介護・第1号通所事業・介護予防認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

- 送迎、入浴、健康状態の確認
- 給食、レクリエーション
- 運動器機能向上訓練、口腔機能向上プログラム

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分

（要支援1）	1766円	運動器機能向上加算	242円
		口腔機能向上加算	161円
（要支援2／週1）	1766円	選択的サービス複数実施加算	515円
（要支援2／週2）	3621円	サービス提供体制加算 要支1	26円
介護職員処遇改善加算（I）		サービス提供体制加算 要支2	52円
- 食費負担 750円
- その他 ・リハビリパンツ100円 ・尿とりパット20円

《事業実施日数》 週6日

《提供時間》 10:25 ~ 15:30

《職員体制》

- ・生活相談員 4名（常勤）
- ・看護職員 4名（非常勤）
- ・介護員 12名（非常勤）
- ・運転員 4名（非常勤） ・事務員 1名（非常勤）

《目標》

- ・安全安心を第一に考え、ご利用者様の意思やその人らしさを尊重したきめ細やかなサービス提供を目指していきます。介護予防の観点から身体機能の維持向上ができる様に運動器機能向上プログラムや口腔ケアを実施していきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・季節行事（春の運動会、秋祭り、クリスマス会）やオリジナルのレクリエーションゲームの提供。及び、選べる多彩な趣味活動や創作活動の提供。
- ・ストレッチ体操や健康機器を使った機能訓練。
- ・季節感のある食事の提供。
- ・毎月誕生会の実施。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
30	30	30	30	30	30
10月	11月	12月	1月	2月	3月
30	30	30	30	30	30